

# 令和元年度町政懇談会・住民説明会議事録

- 1 日 時 令和元年 11 月 21 日（木）10：00～11：55
- 2 場 所 南東北総合卸センター 2 階中会議室（郡山市）
- 3 出席者（町側）伊澤町長、金田副町長、館下教育長、平岩総務課長、大浦復興推進課長、猪狩建設課長、中野住民生活課長、舶来健康福祉課長、志賀産業課長、朝田生活支援課長、高橋戸籍税務課長、鈴木秘書広報課長（12 人）

出席者（国側）由良原子力災害現地対策本部副本部長、宮部内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官、師田原子力災害現地対策本部総括・広報班長、高木福島地方環境事務所環境再生課長、松浦福島県避難地域復興課総括主幹、古橋復興庁原子力災害復興班参事官、石井福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室廃棄物対策官、江藤福島地方環境事務所建物解体廃棄物処理推進室長、北野内閣府原子力被災者生活支援チーム主査、小林原子力災害現地対策本部主査、栗本内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官、野口内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官、佐々木資源エネルギー庁原子力損害対応室企画調整官、木野内閣府廃炉・汚染水対策現地事務所参事官（14 人）

## 4 町民出席者 29 人

## 5 町長あいさつ概要

今年の町政懇談会は、国との共催により今回お示しする避難指示解除準備区域及び JR 双葉駅周辺等の一部区域の避難指示の解除に関する住民説明会と併せて、関係機関の出席を得て町民の皆さまにその内容をご説明し、ご意見をお伺いしたい。

### ○町内復興の取り組みについて

1) 中野地区復興産業拠点の整備については順調に工事が進み、町で整備する産業交流センターや県の「東日本大震災・原子力災害伝承館」の建設も進められており、ともに来年夏頃のオープンを見込んでいる。

また併せて、地元雇用の創出につなげるため、同拠点内に立地いただく企業の誘致を進めているが、現在 11 件、16 社との立地協定締結を行った。さらに 10 数社の企業との協定締結に向けての協議を進めているところ。ぜひとも町内事業者の方々にも中野地区復興産業拠点への立地についてご検討をお願いしたい。

2) 10 月 1 日に駅西地区において安全祈願祭と起工式を執り行った。令和 4 年春頃の居住開始を目指し、帰還者や就業者向け戸建て住宅 32 戸、集合住宅 56 戸を県が代行して整備し、町民の皆さまの帰還環境整備を進めていく。

3) JR 常磐線双葉駅の橋上化及び自由通路新設工事については、令和 2 年 3 月中の常磐線全線開通に合わせ工事が順調に進んでいる。

4) 特定復興再生拠点区域内の除染・建物解体については、区域の 555 h a 全域での除染・建物解体が進んでいるところ。町としては特定復興再生拠点区域だけを復旧・復興させるということではなく、町内全域の帰還に向けた重要な第一歩であると考えている。まずは特定復興再生拠点区域から町の復興を集中的に進めた上で、今後の工事の進捗を踏まえつつ、引き続き特定復興再生拠点区域の段階的な拡張を国に強く求めていく。

5) 特定復興再生拠点区域内の農地除染については、羽鳥・長塚地区の一部の耕作再開モデルゾーンで実施されており、下長塚地区の新産業創出ゾーンにおいても農地除染が始まっている。

引き続き、農業再生ゾーン、まちなか再生ゾーンの農地についても、除染を進めるために行政区長及び地権者等と話し合いを行いながら、除染後農地の保全管理に関する体制の構築を図っていく。

また、本年 8 月には宮城県仙台市の株式会社舞台ファームと農業の再生・新興等に関する包括連携協定を締結。今後、舞台ファームとの協働により、双葉町の産業である農業の復興・創造を目指し、地元農業者との連携や新たな販路確保、担い手の育成等に関してさらなる取り組みを行っていく。

6) 寺沢地区に設置される常磐双葉インターチェンジについては、令和 2 年 3 月の供用に向け整備が進められており、完成した際には復興の加速化、一時立ち入りの際の利便性向上に大きく寄与するものと期待している。

インターチェンジへのアクセス道路となる県が整備している復興シンボル軸については、今年度末の常磐双葉インターチェンジ供用開始時には、現在の J R 常磐線杉下踏切を使用しての暫定供用となり、来年夏には国道 6 号より東側の工事箇所が進み、令和 4 年 3 月には J R 常磐線跨線橋が完成し、全線開通となる予定。

#### ○中間貯蔵施設に係る町有地について

昨年は双葉 2 期 1 工区など土壌貯蔵施設用地として約 6.4ha について地上権設定契約、そして約 5.4ha について売買契約を締結した。

町としては、今後とも除去土壌等の県外搬出及び最終処分が確実に履行されるよう、環境省の取り組みを注視するとともに、法令及び協定遵守についてしっかりと国に求めていく。

県内で発生した除染廃棄物である除去土壌については、輸送開始から今年 9 月までに各町内保管場を含む中間貯蔵施設全体へ輸送された総量は約 419 万 m<sup>3</sup>。搬出元については、平成 27 年度は県北、県中、浜通りの 20 市町村、平成 28 年度以降は、県北及び双葉町以北の浜通り地方の 15 市町村となっており、環境省では令和 3 年度までには、県内に仮置きされている除去土壌等を概ね搬入完了を目指している。

#### ○生活サポート補助金について

避難されている町民の皆さまの生活を支援するため平成 28 年度から令和 7 年度まで 10 年間の「生活サポート補助金」事業を実施している。平成 29 年度の受給率は 9 月末現在で 90.97%、平成 30 年度は 82.30% となっており、引き続き、受給漏れのないよう

に対応策を講じていく。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

現在、「ふるさと帰還通行カード」が導入され、令和2年3月31日までの無料措置の延長となっているが、さらに延長するよう国に求めている。

医療費の一部負担金等の免除、その他現在実施されている生活再建に係る支援等についても継続されるよう、国及び関係機関に働きかけていく。

## 6 国あいさつ概要

昨年7月から現地対策本部という形で福島県浜通りを中心に活動をしている。本日は町政懇談会に、避難指示の解除に関する説明会も兼ねて参加をさせていただいている。

避難指示の解除の関係で、国からもご説明をさせていただきたい。

○浜野、両竹の避難指示解除準備区域について

浜野、両竹の避難指示解除準備区域においては、中野地区復興産業拠点への企業誘致、震災の伝承館、復興祈念公園などの整備が進められている。

○帰還困難区域について

特定復興再生拠点区域という区域設定の計画に基づいて、除染や宅地整備などの環境整備が進められている。

また JR 常磐線についても、全線開通並びに双葉駅の再開を予定しており、これらに対応するために双葉町としては、2022 年の春頃の居住開始目標に先立って、来年の 3 月末までに先行して避難指示を解除する区域の、対象区域の案をまとめている。国としても、その区域を解除していくことが必要であると考えている。この11月に11カ所で開催をされる住民説明会で町民の皆さまからのご意見をお伺いし、その上で改めて町当局等と相談をして最終的に判断をしてまいりたい。双葉町の復興のために着実に取組みを進めていく。

## 7 説明（住民生活課長、国）

○双葉町避難指示解除準備区域と JR 双葉駅周辺等の一部区域の避難指示解除について

## 8 懇談

（町民：男性）

被ばく量について、グラフを持ってきたが双葉町の死亡原因は癌が多い。被ばくが原因かは分らない。他の町村の状況も聞いているが、担当者から町長は報告を聞いているか。担当者へは、町長に伝えてと言っているが連絡を受けているか。

双葉町は、福島第一原発が水素爆発した時、色々な物が飛び散った。町へ質問しているが何の回答もない。

被ばく手帳の交付について、町からの回答が無い。

伊澤町長が町長になる時、公開討論会をやったが、その時に、町長は被ばくをさせないために被ばく手帳を交付すると話した。被ばく手帳の交付もないまま、避難指示を解除すると言う事は、矛盾している。これから避難指示を解除するにあたって、放射線の直接対応を町長は知っているかどうかお聞きしたい。

(伊澤町長)

色々町宛に配達された物に関しては、各課で共有し厳正に対処していると考えている。放射線の核種だと思うが、その件に関しては、担当の課長から説明させる。

(町民：男性)

町長に質問しているので町長から答えて欲しい。

(伊澤町長)

放射線の核種に関しては、震災当時、確か平成 23 年の時に文部科学省でストロンチウムとプルトニウムに関しての開示がされていたと記憶している。

被ばく手帳に関しては、公開討論会で交付するとは発言していないと記憶している。ただし、被ばく手帳を交付しないから何もしない訳では無く被ばくに対する防護策や内部被ばく等の対策について、現在も継続してやっている。

(町民：男性)

放射線の直接対応は良いとして、間接対応はどうなっているのか。町のサーベイメータを借りるのに申請したが、今貸出しているのに、戻ってきたら連絡すると言われたが未だに連絡がない。

ここにも台風で被災した人が居るかどうか分からないが、阿武隈川の水の溢れから住宅への被害があった。泥を除いてもどうなるか分からない。どう対策をされているか。

役場職員みんないるが、町民のために働いているのか、国の方に向かって働いているのか分からない。色んな物を町へ要求しているが返事が来ない。職員が町民のために町民を守らないで良いのか。これから、避難指示解除したとしても、線量が下がったとしても下の土壌の線量を計った事があるのか。

(伊澤町長)

時間も限られているので質問・要望は、端的にお願いしたい。

(町民：男性)

議事録として出して欲しい。住民は避難指示解除にあたって、色々な条件を出したいと言っている。条件を町に出してこれをクリアしなければこれからも条件を出していく、皆に出してもらいます。帰った所の話を聞くと高齢者ばかり、双葉町も若い人が帰らないで町が成り立つのか。町長はこれらをクリア出来るのか、自分も条件を出すのできちんとやってください。

(伊澤町長)

様々なご意見を頂きました。考え方としてご意見は受け承る。ただ、人の口に供する

物は、当然きちんと全量検査をして人体に影響がでない数値まで下がらなければ人の口に入る事は考えていない、当然その様な検査はすることになる。高齢の人しか戻らないとのことだが、高齢と言うのは、厳密に言えば65歳からとなるのかと思うが、その人達が戻る気持ちがある以上に、我々も自分が戻って、どのような環境で住めるのかの取り組みをし、若い人達がこれなら戻っても良い、戻りたいという状況まで色々な取り組みをしていきたいと考えている。町民の皆さまに強制的に戻って来てくださいというのではない。皆さんに色々な情報、環境整備、インフラ、また、放射線の低減に向けて公表して、納得した方々に戻って来ていただき、個人の被ばく・線量についても色々な取り組みをしていきたいと考えている。

(鈴木秘書広報課長)

質問なのか意見なのか難しい部分が多々あるので、町へ質問を文書で頂ければと思う。

(町民：男性)

それなりに出したい。

(町民：男性)

3つほど質問したい。私の家も解体が終わって更地になっている。これから草や木がどんどん繁茂して来る。そうした場合に、その管理をどうするのか。先進地の事例もあると思うが、それらも含めて教えてほしい。例えば、草を自分で刈ったとしてもその処理をどうするか、どう考えているのか教えてほしい。

前日も申し上げたが、中間貯蔵施設建設エリアに入っている郡山海岸については、町民の自由な立入りができるよう何とか進めて頂きたいとお願いしていたが、その後どのように進んでいるのか教えてほしい。

A3の紙の左の真ん中辺に、「除染状況及び効果について」写真が出ているが、この区域に変更が無いのかこのまま進んでいるのか教えてほしい。

(伊澤町長)

まず、1点目の解体で更地になった後の土地の草木の対応については、この場でお示しできないが、町としてどういう管理の仕方、お手伝いができるか今後検討させていただきたい。

中間貯蔵施設建設エリアの郡山海岸への立入りについて、マリンハウスふたばを町として「震災遺構」として残したいと国に要請している。3階建ての建物の2階部分まで津波の被害があって壊滅的な状況となった。ただ、3階部分へ避難して命が助かった事例も有り、津波と被害の状況は、後々残して置くべき物だろうとの観点から、残したいと考えている。当然、施設への立ち入りとか見学とかが出来るよう考えている。今ご指摘があった海岸への立ち入りは、可能になるかと考えている。

特定復興再生拠点の取り扱いの施行から、5年を目標に放射線の低減や、生活再建・

インフラ、住めるための色々な施設が出来たならば、避難指示を解除して住民帰還を令和4年春頃にと目標に取り組んでいるが、それ以外の地域の取り組みと言う事だと思いますが。

(町民：男性)

色が染めてある水色とか黄色などあるが、計画はこのまま状態で進んで行くのかということ。

(伊澤町長)

除染等の計画に変更はない。

(町民：男性)

除染で無くゾーンの事です。

(伊澤町長)

ゾーンですが、その状況、状況によって耕作再生モデルゾーンにしても、農業者の皆さまがどこまで出来るかなども考えていかなければならない。包括連携協定を仙台の農業法人舞台ファームと提携し、バックアップをして行くという取り組みで、ゾーンそのものは、その時その時の状況で考え、ある程度の変更はある。現在の考え方としては、ここに示してある通りである。

(町民：男性)

6点ほど質問したい。まずは、行政区の総会開催にあたって、行政区長も参加者の負担を考え多くの人に参加できるよう苦労している。町から行政区の総会に対する補助金、総会の会場使用料や資料作成費として一人当たり1,000円助成されている。総会開催に係る費用について、東京電力に損害賠償を請求するにあたって、東京電力では、町からの助成金全額を差し引いて算定される。そうされると東電からの賠償金は、1万から2万円位になってしまう。東京電力の算定に納得できないので、町の補助金の交付要綱等改正を出来ないかどうか検討していただきたい。

2つ目は、双葉町放射線量等検証委員会の検証結果が出ている。放射線量は十分低下していると判断しているという事だが、去年一昨年位までは、立ち入りした時の個人線量計の数値はゼロだった。最近は、以前より数値が上がっている。他の人に聞いても上がっていると聞く。どのようなことが影響しているのか。また、自宅の解体が終わったが、裏山に一步入ると5~6mSv/hある。特定復興再生拠点の山林についての除染を町では環境省へどのように求めて行くのか。私の裏山でなくて南に面した山が5~6mSv/h位現在もあると思う。

3つ目は、資料の2ページの図面黄色部分「立入規制緩和対象区域」の中で榎内地区に解体廃棄物の仮置き場がある。当地区は耕作再開モデルゾーンとして取り組んでおり、2022年までに仮置き場を解消し、避難指示解除をして保全管理の対象になるというこ

との理解でよろしいか。

4つ目は、9 ページで「暮らしの安全確保」で、地区にある火の見やぐらが頂上まで蔦が絡まっており、火の見やぐらなのか何だか分からない状態であり、除染工事の現場の人からは除染や解体の対象になっていないと聞いている。火の見やぐらは8年も管理していないので、危険であれば解体してほしい。他地区にある消防屯所や火の見やぐらについては、どうなっているのか調査して、環境省と詰めて取り組んだ方が良いと思う。

5つ目は、11 ページ「固定資産税の関係」ですが、特定復興再生拠点区域については、令和4年の避難指示解除を目指し、解体が進んで更地になってきている。更地になった場合の固定資産税、建物が建っていれば特例で減免措置が有ると思うが、更地の場合、減免措置が無くて丸々課税の対象になるのかその辺をお聞きしたい。

最後に、17 ページ下の方に「長期目標として、帰還後に個人が受ける追加被ばく線量が1mSv以下になるよう目指す」とあるが、「長期目標」とは何年先なのか。また、どのような方法で年間1mSvを目指すのかお伺いしたい。

(平岩総務課長)

各行政区総会への助成金について、今回の原子力災害によって町民の方々が長期避難で行政区住民のコミュニティ維持・情報交換、交流を促進させるために町の方で助成金を出している。資料代として参加者1人当たり1,000円、会場使用料等で助成している。要綱で決めているが、助成金支出に当たっての項目として設定しているので資料代部分についての改正については、難しい部分があるものと考えている。なお、東京電力との賠償関係の内容については、町の方から東京電力に話を伝えたい。

(猪狩建設課長)

山の除染についての質問について、現在、宅地から20mまでの除染となっている。20mまでの方を除染してそれでも線量が下がらなかった場合は、フォローアップとかモックアップの対応を環境省と進めていきたい。

(江藤福島地方環境事務所建物解体廃棄物処理推進室長)

廃棄物の仮置き場については、双葉町内には、6箇所造成し供用をしている。中野地区については、今年度中に廃棄物の撤去を完了させる予定で町と協議している。前田仮置き場については、来年度に廃棄物を撤去する予定。上羽鳥を含む4箇所の仮置き場は、現在、解体工事が進んでいるため、現在使用中で解体工事が何時まで続くかに連動してくるため、現時点でのスケジュールはないが町と協議していきたい。

消防屯所の件は、他の町と同じく町有施設に当たるかと思われる。拠点内の町有施設で有れば、申請があれば解体出来る。対象で無いと言われた人は、申請していないと解釈されての話なのかと思われる。

(中野住民生活課長)

消防屯所の場合、双葉町では行政区で建てられている。ただ、火の見やぐらについては、どちらのものか分からないが、解体等について、環境省と今後詰めていきたい。

(野口内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官)

長期目標の年間 1mSv の考えですが、既に解除されている町村、各町村で把握されている線量は年間 1mSv を切っているのが現状です。

(高橋戸籍税務課長)

固定資産税について、住宅解体後、更地になった宅地の固定資産税が上がるのかの心配だと思うが、避難指示が解除されてからの話となるが、宅地が更地で通常であれば固定資産税が住宅用地で無くなる事から固定資産税が上がるのは通常の課税の在り方であるが、東日本大震災で、津波で流出した建物があったり、地震で倒壊した建物があった用地については、震災後 10 年間、住宅用地として見なす規定があった。地震災害・自然災害に列挙していたもので、原子力災害は列挙していないので、原子力で避難指示が有った区域で、建物解体後同様に 10 年間は、住宅用地として適用すべきと法改正を国に要請している。近隣町村でも同じく認識していて、双葉町以外の自治体も同じ考えでいる。

(志賀産業課長)

上羽鳥の仮置き場には今も置いてある。保全管理の件は、解除後 3 年とあるが、県と色々確認して補助金として何時まであるのか確認させてもらいたい。ただ現状は、今、仮置き場としているため保全管理は出来ない状況なので、期間などは環境省へ確認していきたい。

(町民：男性)

特定復興再生拠点区域全域が令和 4 年に避難解除となる時に、また、こうした説明会は開催するのか。

(伊澤町長)

住民帰還ということも前提となっているため、その前に、色々お示しする機会を作るようになる。

(町民：女性)

中間貯蔵施設の現場には沢山の除染廃棄物の貯蔵があるが、除染の線量は、1 足す 1 は 1 なのですか。これ何回も尋ねていますが回答があった事がない。放射線量は 1 足す 1 は 1 なのですか。それとも加算される線量ですか。私は、中間貯蔵施設の境界線から 200m の所にありますが、一番先に帰還したいと思っているが、それがとても不安です。

弁護士相談というものがあります。そこで尋ねたら賠償金は平成 27 年の 3 月ですっ



かり終わると聞いた。以上、2点お尋ねします。

(野口内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官)

一般的に追加被ばく線量ですので普通に生活されても大丈夫です。

(町民：女性)

中間貯蔵施設の対応で、汚染物質が有るから1足す1は1なのですかと言う事を聞いている。

(野口内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官)

ご心配の件は、中間貯蔵施設にどんどん除染で出た土を運び込んで行くので、それが増えて行くと影響が大きくなるのご懸念だと思う。しっかりと中間貯蔵施設の中に入れ管理し増えていくことによって周りへの影響が増える事はない。我々としても周りの空間線量を常にモニタリングして、沢山入れる事によって、高くなるものではないとその辺の説明もさせてほしい。

(師田原子力災害現地対策本部総括・広報班長)

法律相談で賠償の時効についてお聞きになられたかと思うが、結論から申し上げますと、時効を迎えても東京電力は、引き続き請求について検討して参ると表明している。現在、法律において賠償の時効は2021年3月までとなっている。ただし、東電は、期限を迎えても損害賠償を続け、9月政府の審議会や10月下旬には、東京電力が時効に対しても引き続き損害賠償請求を受け付けることを東京電力が表明している。時効を迎えても損害賠償を受付する。

(伊澤町長)

原子力損害賠償については平成23年にこの事故があって、賠償の終期が29年の意味合いでご質問されたかと、それが終了かと思って言われたのかと思う。

(町民：女性)

27年の3月で賠償は全て終わりですと弁護士さんの回答だった。営業損害も全て終わりと言われた。

(伊澤町長)

営業損害のことかと思われるが、精神賠償で移住を余儀なくされたということで一括で賠償を貰っている方もいると思う。町としては、精神的な被害とは何を持って判断するのか非常に難しい案件だが、先行して避難指示を解除した自治体と同じである。いわゆる被災12市町村の中で唯一全町避難しているのは双葉町だけです。戻りたくても戻れない状況になっていることを考えた場合に、納得いくような賠償では無いと言うことを原子力損害賠償紛争審査会の鎌田会長にも今年、現地視察ということで双葉町に委員5名で入られた際、我々の方から要望書と言う形で申し入れた。それは、一律ではなく賠償は最低限とうたっているが、そうした取り組みに、町としては、今もなお避難指示が続いている状況なので、国から説明されたものとは少し考え方が違うと思ってい

る。

(町民：男性)

除染についての要望です。昨年 10 月に家屋解体が完了した。建物解体にあたり、立木は邪魔になる物だけ撤去しますということで解体終了とした。残された植木とか物をこれからどう処分したら良いのか悩んでいる。一般廃棄物で出すのは駄目だとなると伐採して敷地に放置するしか無い状況になってしまう。環境省の方でも完全に除染していただきたい。住民が除染してもらって良かったという環境を作ってもらいたい。

(伊澤町長)

こうした要望は町民の方々より多く寄せられている。まずは、現場での対応をしっかりやってもらうので、建設課の方へご相談いただいて、その対応については、町としても希望に沿った取り組みをしていきたい。

(町民：男性)

甲状腺ガンの因果関係も調べないで避難指示を解除するのか。

税金について、解体した場合、解体した更地は他の町村では大幅に税金が上がっている。

町長も参加したと思うが、原発事故前の平成 22 年に防災訓練をやり、緊急事態宣言を解除して終わることになっていた。宣言を解除しなくて復興を目指すのは、法律的に大丈夫なのか。

町長はなぜ、中間貯蔵施設を受け入れしたのか。中間貯蔵施設に関する交付金で、生活サポート補助金を出している。なぜ町民全体なのか。3つの行政区が中間貯蔵施設に土地を提供した。生活サポート補助金として何でも良いから申請すれば年間 10 万円もられますとなっている。中間貯蔵施設用地を提供した地主がメインでないのか。賠償は上限を設けるなど言っている。

(伊澤町長)

賠償の考え方については、前に戸籍税務課長が答えているので差し控えたい。

(町民：男性)

東電の賠償に上限を設けることを阻止するのが役場の務めだ。

(伊澤町長)

そういった事がないよう町として進めている。

## 9 閉 会

